

平成28年12月21日

学校安全課

タイムライン（防災行動計画）作成にあたって

1 タイムラインとは

タイムラインとは、台風や大雪などのように事前に災害規模が想定できる災害（以下「進行型災害（*）」という）に対し、「いつ」、「誰が」、「何を」するのかを、あらかじめ時系列で整理した防災行動計画です。学校においては、台風や大雪のような進行型災害に対し、校外の関係機関や校内の分掌などが連携して対応し、児童生徒の被害を防止するよう作成するものです。

各学校ではこれまでも、進行型災害に対して経験により対応してきていますが、タイムラインの作成により「いつ」「誰が」「何を」するのかを明確にし、時系列で「いつ」を決めることで学校が迷う時間をなくし、「誰が」「何を」するかをまとめることで、関係者が連携した、円滑な対応ができるようにします。

*台風などのように事前に災害規模が想定できる災害を「進行型災害」と呼ぶのに対し、地震などのように予想や準備が困難な災害を「突発型災害」と呼ぶ。（「タイムライン（防災行動計画）策定・活用指針（初版）」国土交通省）

① 誰 が

状況	Timeline		予想される気象状況	対応		
	基準時間		気象予警報 (岐阜气象台)	校長・教頭	情報収集担当者	教務部 生徒指導・環境整備
② いつ 台風接近 最接近 台風通過	-36h	9/19 9:00		担当者に情報収集を指示	気象庁のHP等で情報 収集・確認	
	-28h	14:00		明日の授業実施有無の判断 翌朝職員朝会実施の連絡		明日の授業について生徒 へ連絡
	-24h	18:00		明日の日課の判断		非常食等の確認 学校周辺(側溝等)
	-10h	9/20 8:00	強風注意報	職員朝会 対応連絡		通学路安全確認
	-8h	10:00	強風注意報	10:45授業打ち切り 帰宅指示	気象庁のHP等で情報 収集・確認	通学路安全確認 下校指導
	-6h	12:00	暴風警報発表 大雨警報	帰宅困難生徒の把握 帰宅困難生徒の対応		保護者・生徒宛て 帰宅確認メール発出 校内防災の確認
	-4h	14:00	暴風警報	職員の学校待機者の指示		学校安全課メール送信 校内戸締り確認
	-2h	16:00	暴風警報	交通機関、道路状況確認 職員の帰宅指示	気象庁のHP等で情報 収集・確認	
	-0h	18:00	記録的短時間大雨情報 大雨特別警報 洪水警報			
	+2h	20:00	土砂災害特別警報 洪水警報			
台風の通過	+4h	22:00	洪水警報			
	+11	9/21 7:00			気象庁のHP等で情報 収集・確認	交通機関運行状況の確認 通学路の安全確認
	+12~	9/21 8:00		生徒の登校・学校の被害状況把握	気象庁のHP等で情報 収集・確認	職員朝会 学校の被害状況

2 タイムライン作成の手順

タイムラインは、台風や大雪などの進行型災害ごとに次の手順で作成します。

① 担当者の記載（誰が）

対応する担当を確定します。校務分掌等でほぼ決定しますが、予想される災害の規模に合わせた対応が必要です。

② 時間の記載（いつ）

ア 警報発表・解除の時刻の想定

気象情報等により、台風の最接近など最も危険な時間帯を基準に、気象条件により、暴風警報、大雨警報などが出される時間を想定します。気象警報は、警報が住民等に伝わって避難行動などがとられるまでに要する時間（猶予時間（リードタイム））を考慮して、予想される現象が発生する3～6時間前に発表されます。進行型災害の規模によって警報発表時刻の幅がありますので、気象情報の収集に努める必要があります。

イ 日課の決定

始業前であれば気象警報の解除後の登校時刻を設定し、始業後であれば警報発表前の下校時刻を設定します。その際には登下校に要する時間や公共交通機関の運行状況等を考慮します。

また、登校後の日課または下校までの日課を決定します。

③ 担当者の行動の記載（何を）

校務分掌等の行動等を時間軸に従って記載します。生徒の居住地や通学地域の天候や被害状況、交通機関等の確認、生徒・保護者へのメール配信、登下校の指導などをいつ誰が行うかを明確にします。

④ タイムライン最終案の決定

上記の項目を記載したタイムラインをチェックし、重複、漏れがないか確認します。

⑤ タイムライン決定後の対応

気象情報の精度が高まっているものの、例えば台風の場合、進路やスピードなど刻々と変化します。気象情報の収集に努め、作成したタイムラインをもとに早期対応ができるようにします。

3 タイムラインのふりかえり

気象警報等への対応後、策定したタイムラインのふりかえり（検証）を行い、「やるべきであったのにできなかったこと」「やっておけばよかったこと」などを抽出し、次のタ

タイムライン作成に反映させることが重要です。

また、タイムラインは確定的なものではなく、災害をもたらす気象現象の規模により対応を変えていかなければならないものです。例えば台風の場合、暴風のみに対応ではなく、台風の接近に伴う豪雨へも注意する必要がありますし、またスーパー台風と呼ばれる巨大な台風の出現が危惧されており、様々なケースを想定した対応が求められます。最新の気象情報の入手に努め、早期の適切な対応ができるようにする必要があります。

4 その他

タイムラインを作成する前段階として、普段から次のような準備をしておくことが大切です。

- ・最も遠くから通学する生徒の把握（登下校にどれくらい時間がかかるか）
- ・携帯電話やスマートフォンなどのメールアドレスを変更していないかの確認（生徒保護者とも「すぐメール」を確実に受信できるようにしておく）
- ・公共交通機関、道路の状況の確認
- ・通勤通学時間外の公共交通機関の運行状況（一度に複数校が下校することになった場合、バスなどに乗車できない可能性がある）
- ・命を守る訓練と関連づけたタイムラインの作成訓練の実施

5 資料

- ・タイムライン様式例
- ・タイムライン例（台風・大雪）

【参考】

- ・「タイムライン（防災行動計画）策定・活用指針（初版）」（平成28年8月 国土交通省）
- ・「タイムライン作成の手引き」（平成28年3月 山口県）